

○総務省告示第三百二十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百十九号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月二十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>次の表の左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。</p> <p>【表略】</p> <p>注 1 電波法別表第七の上欄に掲げる三の項から八の項までの区域に係るものに限る。</p> <p>2 電波法別表第七の上欄に掲げる一の項及び三の項から十一の項までの区域に係るものに限る。</p> <p>3 【略】</p>	<p>【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>注 1 電波法別表第七の上欄に掲げる三の項の区域に係るものに限る。</p> <p>2 電波法別表第七の上欄に掲げる一の項、三の項から七の項までの区域に係るものに限る。</p> <p>3 【同左】</p>
<p>備考 表中の「」を正記しぬべ。</p>	